

新政会、西郷宗範です。

新政会を代表し、平成 27 年度予算案及び施政方針について質問させていただきます。

#### 【アベノミクスの実現へ向けて日本再生への道のり】

平成 27 年度の我が国を取り巻く世界情勢は、アメリカによる量的金融緩和の時代が終焉を迎えようとしているときに、ロシアに対する経済制裁がヘッジファンドによる資源投機を失敗させ、わずか 4 か月で原油価格が半分以下になるという、世界中の国々にとって、逆オイルショックが始まろうとしています。

その影響は決済資金としてのドル高に直結し、資源国にとどまらず、ブリックスと呼ばれていたブラジル・ロシア・インド・中国などの国々の負債が膨れ上がり、リーマンショックの規模をはるかに超える金融危機を誘発しかねない状況となっています。

そのようななか、昨年の衆議院選挙によって、アベノミクスの継続と実現に向け、人口減少社会を乗り切るために、今年には国の政策が大きく推進する年となります。

政府が 1 月中旬に閣議決定した、平成 27 年度予算案の骨子によれば、総額 96 兆 3,420 億円と過去最大規模となっています。その中で、景気回復が遅れる地方へのアベノミクスを実現させるため「地方創生枠として 1 兆円」が設けられました。この安倍政権の看板政策である地方創生は、一極集中している東京の人口を再び地方に戻し、地域の人口バランスをなんとか維持できるように、総合戦略を実現しようとするものです。

具体策として、将来的に毎年 10 万人規模の若者の職場を生み出すため、新たな地方の仕事の支援対策に 1,744 億円、地方大学の研究支援と地方移住策に 644 億円、若い世代の結婚・出産・子育ての支援策に 1,096 億円、生活コストを圧縮させるための都市機能を中心市街地に集約する「コンパクトシティ」や地域連携に 3,741 億円を配分するとしています。

これは平成 29 年 4 月に決定している、消費税率 10%への引き上げのショックを軽減するため、地方の景気回復がもっとも重要な課題であるとの観点から強力に実行されようとしています。

これらの政策課題は過去のように全国一律で実施されるわけではなく、施策や課題対策の中身を吟味され、採用された政策に予算が割り当てられる「施策の手挙げ方式」であることが重要です。具体的には特区申請を考えると理解しやすいのですが、問題は政策立案能力が国の求めるレベルにないとなかなか予算がつかないということです。地方創生会議だけでなく、各省庁全てが、人口減少社会への対策として提案を求めている状況で、内容が判明してから、政策を練るというスピード感では、もはやついていけなくなることが懸念されます。

では本市の平成 27 年度予算案に、これらの国の地方創生課題がどのように盛り込まれたかを、お伺いします。

国は地方再生なくしては国土の屋台骨が崩れてしまうと判断しています。いまは全ての政策課題に自治体独自のアイデアが求められています。国の考えを予想・分析して市の経営を行うことが肝心であり、過去に言い古されてきた都市間競争は、いままさに都市の生存競争という形で始まったと考えるべきではないでしょうか。財政規律を重んじる吉田市長の考えは大切ですが、地方創生の勝負の時に、自治体としての対応を見誤るわけにはいきません。

今回の予算案編成過程で、どのように具体策を盛り込んだのでしょうか、お伺いします。

また、今後、各省庁のプロジェクトに対応する準備として、どのような政策立案を準備しているのでしょうか、お伺いします。

### **人口減少問題について**

政府は昨年「まち・ひと・しごと創生本部」において、有識者会議を開き、人口問題に関する国民の基本認識の共有を目指すため、「長期ビジョン」の骨子をまとめ、さらに、人口減少を克服し、将来にわたって活力ある日本社会を実現するための5か年計画として「総合戦略」の骨子をまとめました。

長期ビジョンでは人口問題に対する基本認識として、1. 人口減少時代の到来、2. 人口減少が経済社会に与える影響、3. 東京圏への人口の集中についての三項目が示されました。

これを受けて、総合戦略では人口減少と地域経済の縮小の悪循環を断ち切るため、1. 東京圏における人口の過度の集中を是正する、2. 若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する、3. 地域の特性に即して地域課題を解決する、という3つの基本的視点で「人口減少克服・地方創生」に正面から取り組む姿勢を見せています。

そこで、まち・ひと・しごと創生ビジョンの問題点と本市の置かれている立場についてお聞きします。

#### **まず長期ビジョンについて、お聞きします。**

人口減少の段階別分析では、本市は第一段階の若年人口が減少し、老年人口は増加する時期となっていますが、老年人口が維持から微減に入る時期である第二段階に入る時期を見極める必要があると考えます。その時期次第で、今後の施策の展開が大きく変わると思いますが、市長は本市におけるこの時期をいつごろと考えていますか。お伺いします。

次に、出生率は政策展開で変わるか、という課題では、必ずフランスやスウェーデンがよき前例として挙げられますが、文化が違う中で、他山の石とはなり得ません。医療費、シングルマザーの職場確保、シングルファーザーへの施策、子育て環境の充実、未婚家庭の社会保障の充実、ワークシェアの徹底など挙げればきりがありません。本市独自

で政策展開するとすれば、何を優先すべきだと市長はお考えでしょうか。お伺いします。

地方創生会議の今後の取り組みの基本的視点は、出生率の改善を図り、人口減少に歯止めをかける「積極戦略」と一定の人口減少は避けられないので、効率的・効果的な社会システムを再構築する「調整戦略」の推進です。また、結婚や出産に関する国民の「希望」の実現とありますが、国の方針が曖昧かつ不透明な中で、市長は本市のかじ取り役としてどこに注目して戦略をお立てになるのでしょうか。お伺いします。

地方創生会議が目指す、多様な日本社会の姿では、地方が地域資源を活かし、若い人材が心豊かな生活を送れる地域社会を実現することにより、東京圏の一極集中が是正できると考えていますが、なぜ東京に若者が集まるのか、その原因分析が不足していると思われま。市長は若者が東京に一極集中する理由をなぜだと考えますか。お伺いします。

### **次に、本市における人口減少についてお聞きします。**

「長期ビジョン」の人口問題に対する基本認識の通り、人口減少時代の到来が経済社会に与える影響は多大です。本市においては、昨年新聞等で明らかとなったように、転出超過数が全国一と報道されました。

年頭の市の賀詞交歓会で市長は「昨年1月には転出超過数が全国一になり、改めて選ばれるまちを目指し全力で取り組まなければならないと強い危機感を持ちました」と発言されています。

総務省統計局の住民基本台帳人口移動報告によれば、平成22年は427位と上位でしたが、社会減がマイナスに転じた平成23年には下から31位、平成24年には下から12位、そして平成25年にはワーストワンとなりました。先日発表された平成26年は下から22位と順位的には汚名返上することはできました。一方で、総務省の住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数では自然減と社会減を合わせた数値となっています。そちらでは平成23年、24年と2年連続でワーストワンという状況が続いています。このようにワーストワンに至る側面は数年前から始まっていました。市長はこうした認識は持っているのでしょうか。お伺いします。

また、1980年代から社会減の状況が続き、2005年以降は自然減も加わりました。この傾向について市長はどのように分析されているのでしょうか。お伺いします。

続いて、出生数に見る人口動態の推移についてお聞きします。一般的に晩婚に伴う出生率の低下がうたわれるところですが、厚生労働省が発表する人口動態調査によると、全国の母親の年齢・出生順位別に見た出生数では、母親の年齢が30歳から34歳は、昭和60年に約38万人だった出産数が、平成25年には約36万人と若干減少傾向はあるものの、相対的に見れば大きな変動ではありません。母親の年齢が35歳から39歳の場合、昭和60年が約9万人の出生数だったものが、平成25年には約23万人と2.5倍に増えており、逆に20歳から24歳の場合約24万人だった出生数が、9万人に落ち込んだことは、明らかに出産の高齢化が進んでいるということだと思えます。

注目したいのは母親の年齢が 25 歳から 29 歳のグループです。昭和 60 年には 68 万人の出生数がありましたが、平成 25 年には 28 万人と半数以下まで落ち込んでいます。この統計を見る限り、かつては子供を産み育てた 25 歳から 29 歳という年齢層が出産し、育てやすい施策を実施することが最も必要ではないかと考えますが、市長はいかがお考えでしょうか。お伺いします。

本市の子ども政策アドバイザーにも就任されている小室淑恵さんが昨年 7 月に開催された第 19 回国際女性ビジネス会議で「人口構造からみるゲームチェンジの必要性」と題するプレゼンテーションを行いました。この中で、すでに日本は「働く人よりも支えられる人が多くなる状態」の人口オーナス期に入っており、労働力人口の減少・働く世代が引退世代を支える社会保障制度の維持が困難になることが指摘されています。これについて、小室さんは二つの主な原因を上げています。一つ目は長時間労働環境を改善しなかったことで、働く女性が二人目以上を生むという選択肢を考えられなかったこと、もう一つは、待機児童ゼロに本気で取り組まなかったことで、子どもを産んだ多くの女性は職場に復帰できなかったことです。これからの時代はこうした問題を解決して、女性の職場復帰がしやすい環境をつくることが選ばれるまちへの第一歩ではないかと思われま

す。それではどうすればよいのか。長時間労働の改善という点では行政が云々できる問題ではありませんが、待機児童ゼロに本気で取り組むという点と合わせ、複合の課題と考えた場合、おのずと道は開けていくような気がします。

本市の PR ポイントとして都心からも近いという点があげられますが、通勤時間を考えた場合、やはり 1 時間強の通勤時間がかかってしまいます。定時退社をした人が買い物をして帰宅できるのは午後 7 時過ぎとなってしまいます。その間、子供を安心して預けておけるということが最も重要だと思われませんが、市長はどうお考えでしょうか。お伺いします。

小室さんはこのプレゼンテーションの中で、「出産の高齢化と同時に、団塊世代が高齢化を迎え、ものすごい数の要介護者がこの国に存在することとなる」ともいっています。これにより、育児と介護、さらには共働きという様々な要因を抱えながら働く人が多くなる中で、男女関わらずこうした負荷を減らすということが行政に求められるものではないかと考えますが、市長はいかがお考えでしょうか。お伺いします。

平成 26 年度は追浜地区の団地の開発により、人口減少に一時的な歯止めがかかりました。また、今後は横須賀中央地区の高層マンションへの入居が進み、本庁地区の人口減少も一時的に回復するでしょう。

一方で、市内の人口増減をみると、浦賀地区、衣笠地区、西地区の人口減少が著しく進んでいます。特に中心市街地への市内間の移動などにより、人口減少が進んでしまっていることも考えられます。本市において、これらの地区に代表されるように、市内間移動の比率が多い地域について市長はどのようにお考えですか。お伺いします。

西地区については、かねてから交通網の整備を提案してきましたが、一向に進んでいません。特に総合高校や横須賀明光高校、湘南学院高校など高校が集まる久里浜地区へは直通の交通網がなく、また、YRPなどへの通勤も不便をきたし、西地区への移住が選択肢に上がりづらくなっています。そこで、西地区から久里浜へのバス路線を整備することも一つの考え方かと思いますが市長はいかがお考えでしょうか。お伺いします。

### **次に、空き家対策についてお聞きします。**

平成 24 年 6 月に「横須賀市空き家等の適正管理に関する条例」を議員提案条例として制定しました。当時はまだいくつかの自治体しかなかった空き家等の適正管理条例も、昨年 10 月時点での国土交通省の調査によれば 303 の自治体が条例制定しており、本市の取り組みが全国的にも先駆的な役割を果たしてきたところです。昨年 7 月に発表された平成 25 年住宅・土地統計調査によれば、平成 25 年 10 月時点の全国の空き家数は 820 万戸にも上り、空き家率は 13.5%と過去最高となりました。こうした事態をふまえ、昨年 11 月に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が参議院で可決され、成立したところです。

この特別措置法の特徴としては、これまで本市条例ではできなかった、都道府県による情報提供や技術的な助言、市町村相互間の連絡調整などの援助が受けられること、空き家等の所有者の調査に固定資産税などの税務情報の内部利用が可能になったことです。

そこでお聞きしますが、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が成立し、今後施行されるにあたり、本市としてどのように条例とすり合わせ、対応していくつもりでしょうか。お伺いします。

本市の空き家は 2 万件超とも言われています。その中で何らかの対策をお願いしている、また、書面等で管理の勧告をしている空き家はどれくらいの数が存在するのでしょうか。お伺いします。

昨年 12 月 18 日には建築基準法に基づき、本市は 2 件の空き家に除去命令、1 件の空き家に修繕命令をだしました、このような建築物の保安上必要な措置を取ることを命じるような特定空き家に該当する危険な空き家は市内にどれくらいあるのでしょうか。お伺いします。

現在、谷戸対策モデル地区である汐入町 5 丁目 2 区を対象に、空き家バンクにより物件を紹介しているところですが、6 軒の物件中 3 軒において入居者がありました。また、空き家バンクの開設を待たずに空き家への入居が成立した例もあり、この様なことから、空き家の活用について期待できる点も見えてきました。次年度に向けて空き家バンク制度の展開は具体的にどのように進めるのでしょうか。お伺いします。

本市の谷戸地域で、住宅としての空き家が発生しやすい要因は大きく二つあります。一つ目に、更地にすると固定資産税が増えることや、二つ目に、売却、賃貸するにして

も、車が入らない、急峻な坂道を登らなければならない等の立地に問題があり、買い手や借り手が見つからないことがあります。

谷戸地域の空き家対策として住宅以外の用途での活用も視野に検討されているとのことですが、住居系の用途地域のため、住居以外の用途は困難な状況と聞いています。

そこで、例えば、用途の規制緩和を盛り込んだ特区申請などの考え方はお持ちでしょうか。お伺いします。

また、谷戸地域の問題として、災害時の火災延焼の危険も挙げられます。

本市には 400 メートルの広いエリアに、防火水槽がない地域なども存在しており、大災害時における防災の観点からも、こうした条例の整備検討が必要と考えられます。東京都杉並区では、火災延焼の危険がある木造住宅密集地域解消にむけて、大胆な整備に乗り出していると聞きますが、本市では谷戸地域にも多い木造住宅密集地域の対策をどのように考えているのでしょうか。お伺いします。

本市における空き家率は平成 22 年の時点では 12.2%と全国平均より少なかったものの、近年の人口減少により空き家は着実に増え続けています。今後は、単に空き家の問題だけではなく、使用されないライフラインが増え、特に水の流れが少ないことによる水道管の劣化による漏水が懸念されます。このように放置された配管による漏水の危険性について、上下水道局長はどのような対策をお考えでしょうか。お伺いします。

また、人口減少に伴い、市内の上下水道施設のファシリティマネジメントを図ることが今後の課題となると思いますが、上下水道局長はどのような方針をお持ちでしょうか。お伺いします。

### **次に、施設配置適正化計画に関連してお聞きします。**

1月26日にパブリック・コメント手続きにおける意見募集の結果が公表されました。198人の方から658件の意見が出されたというのは、これまでで非常に多いもの一つではないでしょうか。特に、658件中616件が否定的な意見であったことも、この計画が市民にとって重要であることは言うまでもありません。そこで質問ですが、回答の多くに「今後の施設分野別実施計画の策定過程において市民説明や意見聴取の場を設けることなどを、施設配置適正化計画に明記することとします」となっていますが、具体的にどのような市民説明の場や意見聴取の場を設けるつもりなのでしょうか。お伺いします。

また、この計画は議決案件ではないため、議会に十分な検討の場が与えられていません。こうした市民の関心が最も高いものこそ、議会での十分な審査が必要と考えます。このような状況で、先日、計画が策定されましたが、このことについて市長はどのようにお考えでしょうか。お伺いします。

この意見募集の結果に先立って、1月19日に文部科学省は公立小中学校の統廃合に関する手引き案を発表しました。これは1学年1学級以下の規模となる、6学級以下の

小学校と3学級以下の中学校を対象に、統廃合するかどうかの検討を自治体に求めるものです。

本市の現状を見た場合、5校の小学校が6学級以下となっております。一方で、市の施設配置適正化計画案では、11学級以下の小学校が統廃合の検討対象となっております。そこでお聞きしますが、今後の施設配置適正化計画における基準は、現行の11学級以下とするのか、手引き案にある6学級以下とするのか、どちらでしょうか。お伺いします。

対象となっている小学校の中には、歴史が古く、本市の教育を長い間支えた学校も含まれています。戦後のベビーブームにより急激に増えた子供たちのために、分校をつくり現在の学校配置になっていますが、単純に施設配置適正化計画に沿って計画を実施した場合、こうした歴史も消滅してしまうこととなります。本校、分校の考え方も加味していくべきだと思いますが、市長、教育長はどのようにお考えですか。お伺いします。

文部科学省の手引き案では学校規模の適正化に関する基本的な考え方として、教育的な観点のほか地域コミュニティの中核施設としての性格への配慮も盛り込まれています。

これは学校が防災、保育、地域交流の場等の様々な機能を併せ持っていることを指しています。この手引き案作成に至る、学校規模適正化・適正配置等にかかる検討経緯では昨年12月にまち・ひと・しごと創生総合戦略においても、各市町村の実績に応じた活力ある学校づくりをきめ細やかに支援する旨が盛り込まれています。

本年1月3日の日本経済新聞によれば、地域住民の拠点として学校の校舎を公民館や高齢者施設などの公共施設と一本化する動きが広がり、自治体が学校に様々な機能を集約する流れが今後加速しそうだという報道もありました。

本市の施設配置適正化計画では、そうした他部局との連携を含めた計画が見えてきませんが、今後の計画の中に、こうした学校を複合施設として見直していく考え方はありますか。市長、教育長にお伺いします。

また、学校規模の再調整は学区の編成にも左右されます。今後の横須賀中央地区の高層マンションの建設などが進んでいけば、諏訪小学校区などは爆発的に児童数が増加することになります。学校規模のバランスを見ると、学区の変更により周辺小学校の児童数を増やすこともできると思いますが、学区の変更をする考えはないのでしょうか。お伺いします。

## **次に、充実した医療体制の確保に関連してお伺いします**

厚生労働省によると、平成25年9月に社会保障審議会の要請に基づき、平成27年度中において、都道府県単位で地域医療ビジョンを策定することとなっております。これは平成25年度からスタートしている地域の医療計画にもとづき医療介護分野の改革を求めるものです。

この改革が求められる背景は、社会保障制度国民会議において次のように報告されています。

医療はかつての「病院完結型」から、患者の住み慣れた地域や自宅での生活のための医療、地域全体で治し、支える「地域完結型」の医療を目指すとしています。

例えば、長崎県などで導入されている地域医療連携ネットワークなどはその先駆けともいえるものです。データ化された病院の診療情報を、町の診療所で共有できることで、医療、介護、福祉の連携が可能となり、密度の濃い地域包括ケアが可能となります。

地域医療連携ネットワークは厚生労働省の地域医療ビジョンにうたわれている医療機能の分化と連携が適切に推進されるという方向性に合致するのではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。お伺いします。

#### **(機能分化とネットワークの構築)**

さらに、急性期から亜急性期、回復期等まで、患者が状態に見合った病床でその状態にふさわしい医療を受けることができるよう、急性期医療を中心に人的・物的資源を集中投入し、入院期間を減らして早期の家庭復帰・社会復帰を実現するとともに、受け皿となる地域の病床や在宅医療・在宅介護を充実させていく必要があります。

この時、機能分化した病床機能にふさわしい設備人員体制を確保することが大切であり、病院のみならず地域の診療所もネットワークに組み込み、医療資源として有効に活用していくことが必要となります。

そのためには、地域の医療資源の効率化と、バランスのとれた医療機能の必要量をもとに、医療機能の分化と連携が適切に推進されることが求められています。

そこで伺います。本市の公設の2病院の医療機能情報として、病床機能報告はどのようなになされたのでしょうか、さらに、神奈川県の地域医療ビジョンにおいて、どのような位置づけになっていくのでしょうか、お伺いします。

#### **(特定健診制度の充実、成人病検診の内容に市の単独メニューの導入)**

現在、市は特定健診制度を利用して、市民の健診比率を上げる様々な取り組みをされていることと思います。この健診によって早期発見された症例もあるとは思いますが、現在の健診メニューでは発見できず重症化するケースもあると思います。そこで、少しでも効果的な健診メニューを市の予算で拡充していくお考えはありますか。お伺いします。

#### **(特にかくれ糖尿病のブドウ糖投入後の血糖値検査の実施について)**

特に疾病の中で成人病の代表格ともいえる糖尿病について、現在の空腹時検査では発見されない、多くの隠れ糖尿病を発見できるように、ブドウ糖投与による血糖値検査を拡大することは、患者さんの負担を和らげ、医療資源の節約にもつながると思いますが、多少市民負担をいただいても、健診メニューを広げる必要があると思います。ぜひ取り



組んでいただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。お伺いします。

### **(ガン健診の検査充実)**

現在、県内で広域に取り組んでいるガン対策ではありますが、やはり癌は治る病気と言われるようになって、最も大切なのは早期発見です。そこで、今まで以上にガンの早期発見キャンペーンを展開して、一人でも多くの方に健診を受けていただき、健康寿命をまっとうしていただきたいと思います。

本市の取り組みを今後どのように展開されるのか、お伺いします。

### **(医療費の減少への取り組み、保険料率を抑制するために)**

次に、昨年保険料率を値上げ改訂した国民健康保険会計の観点からお伺いします。多くの加入者にとって、厳しい値上げとなりましたが、今後さらに高齢者の自己負担比率が上がっていくことが予想されます。そこで伺います。高齢者の自己負担が上昇することで、受診を控えてしまい、重症化していくような状態を回避する政策を考えられているのか、お伺いします。

### **(認知症予防プログラムの参加者増加対応)**

次に認知症に対する施策についてお伺いします。

認知症はいまや一般的な病気と言われています。実際に平成 24 年に全国で 460 万人と言われた認知症の方が、平成 37 年には 700 万人に増え、高齢者の 5 人に一人は認知症になると言われています。

こうしたなか、厚生労働省による現行の認知症施策推進五か年計画では対策として不十分と言われており、政府は初めて認知症に対する国家戦略案を策定しました。その戦略の柱として、これまで手薄だった認知症発症初期の方への支援策や、65 歳未満の若年性認知症の方への支援策が盛り込まれることとなりました。

施策の目標として、発症の初期段階から患者本人や家族の不安を軽減し、住み慣れた地域で暮らせるように支援するものとしています。認知症の対応はその症状の変化に応じて適切に行われることが重要で、その症状に応じて「切れ目なく医療・介護などを提供する」とうたわれています。

現在の制度では、発症の初期では公的な支援がほとんどないため、対策として、専門医の指導を受けた看護師・保健師が自宅を訪問して相談や支援にあたる「初期集中支援チーム」を平成 30 年までに全市町村に設置するとしていますが、本市の取り組みはどのようなになっているのでしょうか。お伺いします。

また、本市は以前から認知症サポーター制度を設け、多くのサポーターを養成していますが、その認知症サポーターの運用についてお伺いします。

まず、基本的な認識をお聞きします。本市の制度は地域の見守り体制を担うサポータ

一の育成から先に施策が進んでいないのではないのでしょうか。お伺いします。

といいますのは、認知症の見守り活動に詳しい専門家によると、「見守りを行う地域は多いが、重要なのは異変を知り、専門機関につなぐネットワーク」と言われています。

実例として、京都市左京区では、店頭で高齢者に接する機会が多いお店の従業員に認知症サポーターの講座を受けさせ、「高齢者にやさしい店」として高齢者の異常に気が付いた場合に、地域包括支援センターに連絡し適切な対応につながった例もあります。「毎日タマゴを買いに来る」「いつも一万円札で買い物をする」など13項目のリストを市が作成し、来店した高齢者の言動や配達先の様子に変化を感じた際、市に報告するようになっているところもあります。

本市でも多くの認知症サポーターを有効に活用するためにも、もう一步踏み込んだ施策が必要と感じていますが、市長はいかがお考えでしょうか。お伺いします。

また、発症した場合、支援の課題が大きい若年性認知症対策についてお伺いします。国は『平成29年までに県レベルで本人や家族を対象とした窓口を設置し、担当者が雇用の継続や障害者手帳の取得など幅広い分野の相談に対応できるようにする』としていきます。市としても具体的な対応を求められると思いますが、いかがお考えでしょうか、お伺いします。

団塊の世代が、全員、後期高齢者となる平成37年まで、あと10年を残すのみとなりました。内閣府が発表した平成26年版高齢社会白書によると、我が国の高齢化率は25%を超え、その後も増加の一途をたどるとの推計を示しています。

世間ではどのように人生の終末を迎えるか、大きな関心が高まり、書店を覗くと「終活」や「エンディングノート」の関連書籍が平積みされています。

昨年度、福祉部が実施した高齢者アンケート調査の集計結果からは、最期まで自宅で過ごしたいという回答率は約15%、自宅で療養し必要があれば医療機関に入院したいという回答率は約45%で、自宅での療養を希望する方はあわせて約60%に達し、自宅での療養についての希望が高いことがわかります。

一方、衛生年報によると、約65%の市民が病院で亡くなっているのに対し、自宅で亡くなっている市民は約20%となっています。この点について、市長はどのように認識されているのでしょうか。お伺いします。

また、そのような希望と現実の間に大きなギャップが生じる原因を、どのように分析されているのでしょうか。お伺いします。

一番の課題は、どのようにすれば、自宅で最期を迎えられるようにすることができるか、その具体策は検討されていますか。お伺いします。

平成26年7月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」、いわゆる医療介護総合確保推進法が成立しました。

この法律は、高齢者が病院や施設に頼らず、在宅生活を続けられるよう、医療や介護、生活支援を一体的に提供する。そうした体制を築き、給付費を抑制するのが目的と聞いています。

医療分野では、退院支援を重視して病院・病床の再編を図り、在宅医療を推進する。

介護保険では、収入の多い人の自己負担割合を1割から2割引き上げる。特別養護老人ホームの入所要件も厳しくする内容となっております。

これに関連して介護保険法が改正され、地域包括支援センターなどの地域支援事業の中に、医療と介護の連携に関する事業が追加され、平成27年度より全ての市町村で取り組むことになりました。

そこで、新たに追加される地域支援事業を、国は具体的にどう考え、市町村には何を求めているのでしょうか。お伺いします。

また在宅医療の担い手の確保が難しいと言われる市町村が多く、サービスの地域格差の拡大や質の低下を懸念する声も根強くあると聞いております。

そこで、本市としては国が期待している内容に対応できるのか、お伺いします。

特に担い手の確保の実態はどうなっているのでしょうか。また国の言う内容で対応できない内容があるとすれば、どのように対処されるのか、お伺いします。

これまでも指摘をしてきたように、在宅での療養を進めるためには、関係職種の連携が不可欠となります。

このため、本市では、平成23年度より在宅療養連携会議を設置し、医療関係者、介護関係者、行政職員との、顔が見える関係づくりに取り組んでいますが、在宅療養連携会議には、どのような職種の方が参加しているのでしょうか。お伺いします。

「健康・食育推進プランよこすか」では、健康寿命の延伸や健康格差の縮小を目標に、さまざまな取り組みを進めることとしていますが、栄養や食生活の改善も大きな課題の一つであるとしています。

在宅で療養する方に限らず、高齢者が適切な栄養状態を保つことで、日常生活動作の維持向上や、床ずれの予防・改善など、大きな効果があると言われており、そこには栄養士の関与が大変重要であると思います。

そこでお伺いします。今後、在宅医療をさらに進めるためには、栄養士の協力を得て、在宅で療養する市民を食の側面から支えることが必要と考えますが、市長の見解をお伺いします。

先の平成26年第4回定例会において、所管の委員会に対して組織改正についての一

般報告が行われ、その中で、在宅療養に関する事業を所管する健康部地域医療推進課に市立病院担当課を新設するとの説明がありました。

市立病院担当課は、うわまち病院の建て替えを中心に取り組むと聞いておりますが、いまだに使用されている古い病棟は国立病院時代から建て替えもされずに現在に至っています。財政問題を理由に何もやらないのでは、責任を回避していることにしかありません。そこで伺います。先日の「市立病院運営委員会」でうわまち病院の建て替えの議論がスタートしたと聞いておりますが、うわまち病院の建て替えはいつ、どのように行うのでしょうか。スケジュールはいつ立てるのでしょうか。お伺いします。

さらに、市立病院担当課を新設した場合、健康部地域医療推進課はどのような業務内容になるのでしょうか。お伺いします。

また、在宅療養に関する事業については、どのような体制で取り組んでいくのか、市長のお考えをお伺いします。

私は、施設や病院に入れられない人が「介護難民」とならないよう、地域ぐるみで在宅の高齢者を支えることが求められると考えておりますが、行政としてはどのような対策をお考えでしょうか。お伺いします。

#### **次に、本市における高齢化の課題についてお伺いします。**

現在、市内では高齢化率が高くなるとともに、独居率も高くなっています。一方で、近所の商店街は衰退が著しくなっています。かつては、御用聞きがいて、商店が買い物を配達し、買い物の利便性が保たれていました。しかし、最近では一部のスーパーマーケットなどが有料等で配送してくれるサービスはあるものの、ほとんどの場合、スーパーまでの距離が障害となり、市内の買物難民は増加の一途をたどっています。さらに、谷戸地域では、配送を断られる場合もあるそうです。そこでお聞きしますが、本市として、買い物難民となっている高齢者に対する支援をどのように考えているのでしょうか。お伺いします。

また、ごみ出しの問題も課題です。一人住まいの高齢者の中には、足腰が弱り、毎日のゴミ出しができない方が増えてきています。独居高齢者を支える事業として、ゴミ出しネットワークも地域事業として考えたらよいのではないかと思います。家の中からドアの外までゴミ袋を出すことが精いっぱいの高齢者の方に、ドアの前のゴミ袋をステーションまで運んであげることも、地域の取り組みで可能なのではないのでしょうか。地域事業としての取り組みの可能性について市長のお考えをお伺いします。

地域運営協議会などの地域事業の中に、こうした買い物難民への支援策やゴミ出しネットワークなどがあってもいいかもしれません。しかし、地域で担い手を提供できない場合に、労務提供を市として協力することがあっても良いかと思いますがいかがでしょうか。お伺いします。

また、こうした取り組みは、大人ばかりでなく、小学生や中学生でも参加できます。そして毎日のゴミ出しは、見守りにもつながるのではないのでしょうか。市長のお考えをお伺いします。

### **次に観光についていくつかお伺いします。**

昨年 12 月に可決した「横須賀市観光立市推進条例」にうたわれている、観光を市役所内で推進していく組織については、先の第 4 回定例会で、我が会派の青木哲正議員の質問に対し、市長は観光の担当部を設置すると答弁されました。そこで伺います。その担当部は経済部の中に設置すると聞いていますが、どのくらいの職員規模で、活動予算はいくらぐらいを考えているのでしょうか。

トップとなる方は、観光行政に携わった経験を持った方をお願いするのでしょうか。お伺いします。

さらに、民間の観光関連の方とのコミュニケーションをとるための窓口にはどのような組織を考えていますか。

また、観光推進委員会のメンバー構成はいつ発表されるのか、お伺いします。

実際の、作業が急がれます、本市の観光資源の掘り起こし、洗い出しの作業は、いつ、だれが、どのようにやるのか、具体的な指示は出されたのでしょうか、お伺いします。

例えば、本年 4 月に本市に移管される千代ヶ崎砲台をはじめ、猿島砲台、観音崎砲台跡などの東京湾砲台群の歴史遺産登録への誘致活動を行うお考えはありますか、お伺いします。

これらの歴史遺産は、きちんと整備して、市民に大事にされることで、その価値が生まれるわけで、いまのままでは、歴史に埋没しかねない遺産となってしまいます。資源は大事に管理し、後世に伝えていく義務があり、日本にここしかない資源をどのように管理展開していくのか、きちんとビジョンをたてて実行していくことが、観光資源に生まれ変わらせることだと思えます。市はどのような取り組みを考えていますか、お伺いします。

また、本市にとって、ルーツとなる、横須賀製鉄所 150 周年事業の全体像が見えてきました。やはり目玉は招待客の内容であると思えます。例年のヴェルニー小栗祭より広範囲のゲストをお迎えしたいと思いますが、どの程度までお考えになっていますか。お伺いします。

この事業の本来の目的は、一過性の打ち上げ花火的に終わるのではなく、この記念事業によって、市民の横須賀に住む誇りと愛着心を育み、併せて、横須賀製鉄所の開設が日本の近代産業の発祥であったことを、継続的に市内外に発信し続ける仕組みを構築することだと思えますが、市長はいかがお考えでしょうか。お伺いします。

現在、本市で進めている民泊ですが、今後どのような展開を考えているのでしょうか。

規模を拡大していくお考えはありますか。お伺いします。

例えば、農家が希望する場合、調整区域に民泊用の施設を建設できる特区申請を行うのも取り組みの一つと思いますが、いかがでしょうか。お伺いします。

### **次に、観光客増加策としてのスポーツ大会誘致についてお伺いします。**

「ねんりんピック」の愛称で親しまれている「全国健康福祉祭」は、60歳以上の方を中心として、あらゆる世代の人たちが楽しみ、交流を深めることができるスポーツと文化の祭典です。

平成33年度の第34回全国健康福祉祭（「ねんりんピック」）が神奈川県で開催されることが昨年3月28日に決まりました。

全国から選手、役員約1万人が訪れ、観客を含め、延べ約50万人が参加する大会となります。

では、平成33年のねんりんピック神奈川で、本市ではどんな種目が行われるのでしょうか。お伺いします。

まだ、詳細が決まっていないのなら、ねんりんピックで本市に開催してほしい種目に何を考えているか意思をはっきりさせていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。お伺いします。

開催県ごとに全く同じ種目をしなければならないわけではありませんが、希望を出すには早いうちに活動することが必要であると思います。本市で現在普及が進んでいるグラウンドゴルフは愛好者が増えていること、施設整備に予算が余りかからないこと、などから本市としては、歓迎したいところですが、いかがでしょうか。お伺いします。

また、平塚市と競うことになるかもしれませんが、囲碁も種目として手を上げたいところですが、若山牧水先生の歌碑もあり、毎年牧水祭りも行っている本市では短歌や俳句も可能なのではないのでしょうか。お考えをお伺いします。

どのような展開であっても、早く手を打つべきと考えますが、いかがでしょうか。

生涯現役プロジェクトを展開している本市だからこそ、ねんりんピックへの積極的な参加が本市にもたらす影響も大きいと考えますが、市長はどのように考えられますか。お伺いします。

一方で、生涯スポーツに関わらず、全国レベルであるスポーツの支援も必要なところですが、新政会がかねてから要望している、はまゆう公園サッカー場の人工芝化なども、少年少女のサッカーレベルの向上につながると考えますが、はまゆう公園サッカー場の人工芝化を早急に進める考えはありますか。お伺いします。

また、本市のソフトボールは、各世代において全国トップレベルを維持しています。しかし、グラウンドの確保が難しいのが現状ですが、ソフトボール専用グラウンドの設置なども検討すべきと考えますがいかがでしょうか。お伺いします。

**次に本市の農業政策についてお聞きします。**

海と緑を活かした活気あふれるまちづくりを実現するため「横須賀市地産地消推進アクションプラン」に基づき、地場産農水産物の魅力をアピールして消費の拡大を図り、本市の農水産業をはじめとした様々な産業の活性化を目指しますとしています。

このアクションプランに基づき、様々な施策、補助政策を実施していることは承知していますが、どちらかと言えば、地消の部分である消費の拡大が主なプランで、本市として目指している“農業“が見えていないように思われます。施策、補助を行う上で大事なものは目標です。目標が明確でなければ施策・補助事業が適正なのかの判断が出来ません。

そこで、お聞きします。

第1次アクションプランの取組みである生産量の拡大ですが、どのくらい増えたのでしょうか、お伺いします。

また、第2次プランでは生産量をどのくらいにしているのでしょうか。お伺いします。

次に、生産を行う上で大事なものが農家数です。

平成22年の調査では総農家数は689戸と聞いていますが、現在の総農家数はどのくらいあるのでしょうか。お伺いします。

また、本市としては就農者拡大を目指し、施策を行っていますが、どのくらいの農家数を目指しているのかお聞きします。また地域創生の予算中に新規就農者の支援対策として195億円が割り当てられていますが、この予算を利用していくお考えはありますか。お伺いします。

次に、消費を拡大する取り組みがありますが、取扱店舗を増やす事が大事であると思います。しっかりと地元の消費を推進するならば生産出荷量・額を把握することも必要だと思います。消費の拡大を目指す中で生産出荷量・額の目標があるならばその数値目標をお聞きします。

**次に、児童福祉に関する課題についてお聞きします。**

平成 25 年に地域主権推進改革により、児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例が施行され、<sup>ほいくしょ</sup>保育所の職員の配置や、保育室の面積等が定められました。

こういった基準条例は、当然ながら、入所児童の人権に配慮された最善の利益を図る必要から定めるものですが、反対に、過度な規制は、待機児童などを生む要因ともなりかねません。

そのため、本市では、児童の処遇と待機児童の解消を兼ねるため、これまで保育所であった事業者については、本市独自の経過措置があると聞いています。

今後、認定こども園の推進が一つの目玉になります。既存事業者が幼保連携型認定こ

ども園に移行する場合、単純に基準を適応することでは、これまで進めてきた児童の処遇と待機児童の解消が図ることができません。また、市民や事業者からの理解が得にくく、結果的に、既存事業者からの移行が進まない恐れがあります。それでは、今後の基準に関する考え方をどのように考えているのでしょうか。お伺いします。

### **次に本市の教育・保育施設の拡充についてお伺いします。**

「横須賀子ども未来プラン」によりますと、計画期間中の平成 31 年度までには、1 号から 3 号認定の子どものいずれについても、教育・保育量の見込み、いわゆるニーズに対応できる子どもの受け入れ数が確保できるとされています。しかし、プランのスタート時である平成 27 年度においては、まだニーズに対応できない状況になっています。

これは、プランの期間中の 5 年間に、保育所の定員拡充や幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行が徐々に進むと予想されており、教育・保育量の確保も順次進むものと考えられています。

プランの初め、特に平成 27 年度、28 年度についての短期的な対応について、どのように図っていくのでしょうか。お伺いします。

プランにおける量の見込み推計では、計画最終年度には、1 号認定の子どもが 4,547 人、2 号認定の子どもが 3,282 人、3 号認定の子どもが 1,975 人と予想されています。

これでいきますと、平成 27 年度と比較して、1 号認定の子どもが 769 人、2 号認定の子どもが 203 人ほど減少する一方で、3 歳未満の保育が必要となる 3 号認定の子どもは 314 人増加する見込みです。

確保対策では、量の見込みを上回るプランとなっていますが、どのような方策で、3 号認定の子どもの受け入れ確保を図っていくのでしょうか。お伺いします。

次に、国の情報提供が進まない中、本市では、新制度における施設の利用方法をまとめた「子ども・子育て支援新制度スタートガイド」を、対象となる全ての子育て世帯に配布するとともに、説明会を全 20 回開催するなど、市民周知に努めてきたと承知しています。

しかし、いまだに保護者の皆様から、「新制度で何が変わるの?」「何がよくなるの?」という声を耳にします。

「子ども・子育て支援新制度スタートガイド」の配布や説明会の実施など、平成 26 年度に行った市民周知の効果について、どのように受け止めているのでしょうか。お伺いします。

また、すでに入園のための手続きが始まっていますが、保護者や施設の運営者におい



ては、情報の混乱等が生じていないのでしょうか。お伺いします。

また、平成 27 年度の市民周知対策について、どのように考えているのでしょうか、お伺いします。

### **次に療育相談センターについてお聞きします。**

療育相談センターは、平成 20 年 4 月 1 日の「はぐくみかん」開設と同時に開所し、社会福祉法人青い鳥を指定管理者として運営を開始したわけですが、今年度末で早や 7 年が経過しようとしています。この間、市民の間では「発達障害」に対する理解や認知度も徐々にではありますが高まってきており、療育相談センターの果たす役割も年々その重要度を増しています。

実際に年度ごとの利用者数の推移を見ても、診療所受診者数は、開所初年度の平成 20 年度の延べ 5,076 人に対し平成 25 年度は 11,591 人、児童発達支援センター（ひまわり園）の通園児は平成 20 年度の延べ 6,443 人に対し平成 25 年度は 8,325 人と着実に伸びており、限られた人材や施設面でのキャパシティをフル稼働させ対応にあたっていることを、我が会派としても評価しているところです。

そこで、お聞きします。いよいよ来年度は指定管理期間満了の 8 年目という節目の年を迎えることとなりますが、市長はこの療育相談センターの 7 年間を振り返ってどのような評価をされているのでしょうか。

また、平成 28 年度からの次期指定管理者選定について、その具体的な選定方法や指定期間等について、どのように考えられているのか、併せてお聞きします。

### **次に、本市の児童生徒の体力向上への取り組みについて、お伺いします。**

#### **(児童生徒体力運動能力調査の結果の分析と体力向上への方策作り)**

本市の児童生徒の体力が全国平均や神奈川県を平均を下回っていると平成 25 年度に発表されました。

しかし、それは全く違うことが新体力テストへの取り組みで明らかになりました。

本市の児童生徒の新体力テストの結果は平成 22 年度から 24 年度にかけて、全国平均から徐々に差が広がっていく傾向にありました。

そこで平成 25 年度の新体力テストの結果をふまえ、県立保健福祉大学の鈴木志保子教授の指導の下、明浜小学校と久里浜中学校で 2 年間の実践研究が行われました。

この実践研究により、小学校では、これらの取り組みの成果として、「児童は運動不足であると自覚していない」、「全力を出し切れていない」など多くの課題が見つかりました。

また中学校では、その後の全校アンケートで、「生徒も教師も体力を高めることに意

欲を共有できた」、「睡眠・食事など改めて生活習慣を見直すきっかけになった」と多くの生徒から声が上がりました。

このように、本市の教育現場には、しっかりと結果に裏付けされた取り組みがあり、多くの方々の努力により、体力向上の面で証明されました。この動きを各学校に自主的に任せるのではなく、市全体で応援していくことが必要であると感じますが、市長はいかがお考えでしょうか。お伺いします。

この実践報告を聞いた多くの学校の先生が、現在、自校でも取り入れたいという姿勢で取り組み始めているそうですが、鉄は熱いうちに打て、の格言通り、今こそ市全体でやるべきだと思います。

そして、本市の小中学校が勇気を持って取り組める目標を持つことも必要だと思いますが、いかがお考えでしょうか。お伺いします。

子どもたちの成長には、小さな達成感が重要です。その小さな達成感の積み重ねが大きな自信につながっていきます。体力の向上で、本市の子どもたちが自信をもつことができれば、生活習慣の改善につながり、学習意欲の向上につながり、結果として、学力の向上につながっていくのではないのでしょうか。これについて、どのようにお考えでしょうか。お伺いします。

今回の鈴木教授の調査では、幼稚園や保育園では、全力で走ったことがない子どもや、ボールの投げ方がわからない子ども、また思いっきり遊んだりしていない子どももいるそうです。子どもは「全力でやる」ことで自分の能力を知ることができます。特に学齢期前の活動はその後の学力・体力全般に大きな影響を及ぼします。この幼稚園保育園と小学校の連携が非常に大事です。

この点からも、教育委員会とこども育成部が連携し、体力向上を目標にしてはいかがでしょうか。お伺いします。

そして、連携と言うと、今までのような指導者だけの連携では効果はありません、子ども同士の連携が重要です。市長はどのように考えられますか。お伺いします。

さらに鈴木教授は、各種のデータにでてこない不安感をお持ちです。それは、子どもの体型がポッチャリ型か激やせ型が多くなっていることだそうです。このことは成人病予備軍を予感させ、子ども時代から健康体を維持させることの大事さを伝えていないのではないかとおっしゃっています。つまり、健康教育と食育の強い関連性を指導する必要があるということです。これらの危険性をどのように認識されていますか。お伺いします。

体育の授業の目的は、体力・技術両方であり、体育の授業だけでは体力向上に十分でないのなら、どのようにすればよいのでしょうか。子どもの発達には運動・栄養・睡眠がすべて良好になることが重要とされています。問題がある場合の起点となるのは睡眠がネガティブな場合が多いのだそうです。良好な睡眠をとるためには正しい知識も必要です。

また、WHOが提唱する『子ども時代に必要な強度の強い運動を行っている児童生徒の数があまりに少ないこと』にも警告を発しています。

このように本市の子どもを取り巻く環境に心配な点は多々ありますが、市長はどのようにお考えですか。

そして、どのような対応をイメージしていますか、お伺いします。

### **(全国学力学習状況調査の結果の分析と学力向上への方策作り)**

さらに体力だけではなく、学力も全国平均を下回っているという結果が発表されています。

平成 26 年 4 月に小学校 6 年生と中学校 3 年生の全国学力学習状況調査と生活習慣についての生徒質問が行われ、さらに、小学校 4、5 年生と中学校 1、2 年生の「市立小中学校学習状況調査」も行われました。結果は皆さんご存知の通り、ほとんどの科目、学年で全国平均や県平均を下回り、目標値に届かないことがわかっています。

結果を踏まえた今後の取り組みには、以前から指摘されていることが同じように述べられています。もっと、その取り組みが効果を発揮できるような具体策が必要なのではないのでしょうか。この点について、どのようにお考えですか。お伺いします。

全国学力学習状況調査の正答数と生活習慣などの質問回答が密接に関連していることが分析結果からわかりました。

生活・学習習慣では、「朝食を毎日食べている」「平日または休日の勉強時間」「家で学校の宿題をする」「読書をしている」などの項目において、肯定的な回答が多いほど、テストの点数が良い傾向にあります。また、同様に意識調査では「ものごとを最後までやりとげて、うれしかったことがある」「自分には良いところがあると思う」などの項目においても、肯定的な回答が多いほど、テストの点数が良い傾向があります。

また、「友達に伝えたいことをうまく伝えられる」の項目においては、日常的な言語環境の充実が、思考力の育成においても必要不可欠であり、社会参画の力につながるとしています。

これらのことから家庭での生活・学習習慣や子どもたちの意識と学力は大きな関係があると言えます。

この分析では、体力に触れていませんが、先ほどの体力向上への取り組みでも触れたように、体力向上に具体的な対応が見えてきた現在、体力向上から、生活習慣の向上につながり、そこから学習意欲の向上につなげていくことが、今の本市の子どもたちを応援する大きな道筋ではないのでしょうか。今後の道筋をどのように組み立てていこうとされるのか。お伺いします。

**最後に、教育現場での ICT の導入の今後の方針についてお伺いします。**

現在、本市の小学校・中学校・総合高校の現場で運用されている、7,000 台を超えるパソコンの将来に向けた制度設計についてお伺いします。

昨年、教育福祉常任委員会で荒川区のタブレット型パソコンの導入事例の視察研究を行いました。ネットワークの安定性と機動性の高さ、教育現場での有用性が高く評価される部分が多いように感じられましたが、結果が出るにはまだ時間がかかると思います。課題としては、便利なために、「解ったつもりになってしまう」ことが心配されます。

もしその部分の課題が解決されるのなら、今後の学校の I C T 教育には欠かせないツールであると思います。

今後、教育現場へのタブレット型パソコンの導入研究を行うお考えはありますか。お伺いします。

以上で私の 1 問目を終了いたします。